

許 可 証

住 所 船橋市高根町 2 7 1 2 番地 1
氏 名 株式会社 京葉総業
代表取締役 小 出 勉 様

八千代市長 秋 葉 就



平成 28 年 2 月 17 日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、八千代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第 24 条第 1 項の規定により、次のとおり許可する。

営業所の所在地及び名称	船橋市高根町 2 7 1 2 番地 1 株式会社 京葉総業
取扱い廃棄物の種類	一般廃棄物（ごみ）
収集運搬又は処分の別	収集・運搬
許 可 番 号	第 8 号
許 可 期 間	平成 28 年 4 月 1 日 から 平成 30 年 3 月 31 日 まで
許 可 区 域	八千代市全域
条 件	1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行規則 その他関連法規を遵守すること。 2 市及び関係機関の指導に従うこと。 3 記載事項等に変更が生じた場合は速やかに届け出ること。 4 以上の許可条件に反した場合、許可を取り消すこととする。